

平成25年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月11日(一般質問)

平成25年 第3回 定例会 会議録

日時 平成25年9月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	郡嶋 正弘	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	村嶋 茂則	会 計 課 長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	城戸 安行	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	主 事	高濱 守央
-----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で会議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、横山でございます。

私は、まず初めに、カブトの森総合運動公園の管理について、とりわけその中でも緑地帯の管理状況に関する質問から行いたいと思います。

カブトの森は、御承知のとおり、平成12年度に完成した施設であります。施設内には、野球場、テニスコート、多目的グラウンド及び芝生広場があり、どの施設をとっても完成当時から利用者の皆さんに非常に人気が高く、特に町外の方による印象を与え続けた自慢の施設だと自負しておりました。

確かに、これだけの施設を管理し続けることは大変なことは重々承知しております。しかし、森林セラピーなどを通し、町外の方を篠栗町に呼び込むことに力を入れている我が町にとって、カブトの森利用者に好感を持ってもらうことは重要なことであろうかと思っております。利用者に好感を持ってもらうには施設の管理を徹底することが不可欠であります。ですから、今回は、その重要であります管理について、その中でも特に、緑地帯の管理状況に絞って質問を行いたいと思います。

カブトの森において緑地帯の管理で時期的に大変なのは、雑草が伸びる春先から

秋口だと考えております。ですから、この期間には数回の草刈りを欠かすことはできないわけであります。特に、子供たちのスポーツ大会がメジロ押しになる夏休みに間に合うように、今までは管理が徹底されていたとっております。

ところが、ことしに限っては、私のもとに複数の苦情が届いております。一つには、緑地全体に雑草が繁っていること、二つ目は、多目的グラウンドの周囲に多量の除草剤が散布され、茶褐色に変色しているとの苦情であります。早速、8月16日にカブトの森に出かけ、私はこの目で確認してまいりました。

確かに、通報どおりかなりの期間、草刈りが行われていないため、雑草が茂り、多目的グラウンドとジョギングコースの間の緩やかな傾斜の緑地帯には除草剤が散布され、しかもそのまま放置された無残な状態でありました。この緑地帯には芝が張られていたわけですが、全てが枯れ果てておりました。恐らく、強い雨が打ちつけば斜面の土が侵食を受け、流出することは間違いありません。

そこで、まずは教育長に、教育施設に多量の除草剤を使用したことについて、お尋ねをいたします。

社会教育施設でありますカブトの森に、どのような理由があろうと、多量の除草剤を使用したことは非常識だと考えますが、教育長の見解を求めます。

次に、町長にお尋ねをいたします。

今回の除草剤の使用を初めとする緑地帯管理の劣化は、単に担当課だけの問題ではないと考えます。なぜならば、十分な管理費が予算化されていたなら、恐らくこのようなことにはならなかったと考えるからであります。したがって、予算査定の決定権を有する町長に、カブトの森のこの現状をどのように受けとめてあるのかをお尋ねいたします。

また、除草剤の使用は、下流域の水田に悪影響を及ぼした恐れがあります。それゆえ、下流域の関係者に対し誠意ある説明と謝罪が必要だと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して、順次、答弁を求めます。

まずは、教育長からになりますかね。

郡嶋教育長。

○教育長（郡嶋正弘君） それでは、ただいま御質問のありましたカブトの森公園の管理実態のうち除草剤の使用について、お答えをいたします。

御承知のとおり、カブトの森公園は平成13年にオープンいたしまして、ことしで12年を迎えたところであります。この間、スポーツ大会や個人・グループのスポーツ活動の場として、平成24年度は約7万2,000人の方に御利用をいただきました。このような状況を踏まえまして、公園の管理につきましては、開園当初から利用者の便を最大限に図るとともに、安全で快適なスポーツ環境の整備に努めてきたところでございます。

しかし、当初から雑草には悩まされてきました。そこで公園管理につきましては、インターロッキングや道路、駐車場、またはフェンスぎわの雑草を除去するため、開園当初から除草剤を散布してきました。今回お尋ねのあった除草剤も、農林水産省が認可しています_____という薬剤で、希釈を1対150の割合で、雑草が目立つ多目的グラウンド外周法面500平方メートルに散布したところであります。この_____の用途は、適用場所でございますが、公園や庭園に散布できると表示されておりまして、土の中に浸透した薬剤は分解・消失し、無害化するという、自然環境に配慮されたものであります。しかし、除草剤散布後は変色も見られますので、散布の場所については、今後、十分配慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは続きまして、三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、まず1番目の質問のカブトの森公園の施設維持管理体制についてお答えいたします。

カブトの森公園は、シルバー人材センターと委託契約を締結いたしまして、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成25年度当初予算策定の際は、例年どおりの予算でカブトの森公園内の草刈りやグラウンド整備、施設内の維持管理をまとめた委託契約をすることとしておりました。しかし、予算確定後にシルバー人材センターから、「現場での指示命令権にかかわる業務となる可能性があり、福岡県や福岡県シルバー人材センター事業連合会からは是正するようにと厳重に注意を受けたことから、契約の見直しをしてほしい」との御相談がありました。

草刈り業務契約について、単価を時間単価から平米当たり単価への見直しをする必要があるとのことでもございました。そうしたことから、関係者において協議を重ね、本年は予算を確定しておりましたので、時間単価計算でこれまでどおり年間5回行うこととしておりました草刈り業務を同額で平米に換算し直して、年間2回に減らさざるを得ない契約となったわけでございます。

シルバー人材センター自体も公益法人化していく中で、法にのっとった事業形態

定で済みます。研修棟を使用される町民の皆さんも自由にエアコンを使用でき、社会教育課職員への苦情も減ってくるのではないのでしょうか。

平成24年度成果説明書を見ましても、クリエイト篠栗の研修棟を利用される方も年々ふえてきております。これからもたくさんの方に楽しく快適に利用していただけるよう、研修棟の空調設備の改善を望みます。

次に、町民球技場利用状況と借地料について質問いたします。

町民球技場は野球場として位置づけられているため、原則として野球以外の目的に使用することは許可されておられません。町民球技場は借地ですので、毎年、用地借地料を予算計上されております。22年度、23年度では207万2,000円、24年度、25年度では197万2,000円計上され、決算が24年度で182万4,000円支払われております。このように年間180万円以上の借地料を支払って野球だけしか利用できないというのは非常にもったいなく、ほかに有効利用できないものかと思えます。

例えば、現在、老人クラブの皆様が熱中してあるグラウンドゴルフなど、町民球技場でも使用許可してはいかがでしょうか。もし使用可能になれば、ただ競技に使うだけでなく、町民球技場の除草や清掃などの整理も、少年野球で利用している子供たちやその保護者、老人クラブの方々などが集まり作業することで、世代を超えた交流ができるのではないのでしょうか。

一方で、老人クラブの方が町民球技場を利用するには上からの階段を使用することの危険性やトイレの利用、駐輪場、休憩所などの施設の整備、近隣の民家との問題など、いろんな諸問題をクリアし、計画を進めなければならないので、大変なこととは思いますが、老人クラブの方からも要望が上がっていますので、ぜひ御検討をよろしくお願いします。

以上2点、町長の考えをお聞かせください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、飯田議員の御質問について、まずクリエイト篠栗（研修棟）の空調設備について、お答えいたします。

ことしは気温・湿度が著しく上昇いたしまして、6月に入り気温が30度以上になった日が5日間、湿度が75%を超えた日が20日間、そのうち85%を超えた日が11日ありました。図書館を含め冷房の要望が、事務室に入った分だけでも5

件ほどございました。

研修棟の使用料金は、篠栗町中央公民館設置及び管理に関する条例で定めておりまして、7月から9月までを夏季料金、12月から翌年3月までを冬季料金として、それぞれ冷暖房費用をそれに加えているものでございます。

6月にあった冷房の要望につきましては、空調設備がただいま議員御指摘のように、セントラル方式になっておりまして、個別対応ができないために要望に応えることができませんでした。そこで、今後は既存の設備で6月及び10月を冷房費を含めた使用料金に改正するか、あるいは今、御指摘がありましたような別途研修棟のみ空調設備を新設するかを検討いたしまして、クリエイト篠栗をより快適に利用いただけるように努めてまいりたいと考えます。

2番目の町民球技場利用状況と借地料についての御質問について、お答えいたします。

町民球技場は、昭和55年から町民のスポーツ振興、とりわけ野球の普及発展の場として借地をし、球技場として供用開始をしております。

現在の利用状況は、少年野球チームが毎週水曜・土曜日、大人のソフトボールチームが毎週水曜日、体育協会野球部が第2・第4日曜日に定期的に利用しておりまして、その他一般申請を含めると平成24年度は263団体、1万1,900名余りが利用されました。

町民球技場への出入り口は隣接した駐車場がないために、球場西側の駐車場から高低差約13メートルの階段を利用してのぼりおりをしていただいております。

御質問のグラウンドゴルフを含めた野球以外の競技の使用許可についてでございますか、特に老人クラブのグラウンドゴルフの利用については、現時点では、のぼりおり等を解決しなければならない課題もございます。そこで、現状ではカブトの森公園多目的グラウンドを毎週水曜日に無料開放しておりますので、そちらを御利用いただくか、身近な行政区の健康広場で楽しんでいただければと思っております。

今後は、今、御指摘がありましたような課題解決に努めるために、町民スポーツの場の確保の観点からも、町民球技場の有効活用について広く検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 飯田議員、再質問ございますか。

2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 一つだけですけど、多目的グラウンド等の健康広場を使用す

るようになっていますが、健康広場と多目的グラウンド、中町の健康広場をちょっと視察に、完成したのを見にいったんですけど、そのときに話があったのが、健康広場にどうしても木とかが植えられなくて、日陰もないような状況でしたので、あえて町民球技場をグラウンドゴルフの場という感じにしました。だから、もし健康広場とか多目的グラウンドを開放されて確かに喜んでおられますけど、夏は日陰がない状況ですので、健康広場はちょっと厳しいから、健康広場に日陰をつくられるようにするなり、何かどちらかの検討をお願いしたいと思います。それは要望でお願いします。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位3番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。

水害対策における水路整備事業を問うということで質問をいたします。

水害対策として、現在、篠栗町内において、2地区において水路改修工事が進められています。津波黒地区水路改修工事と尾仲乙犬地区水路改修工事であります。この地域は、豪雨時において浸水常襲地域であり、今まで何回となく浸水被害を被っております。

近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象で、各地で竜巻やゲリラ豪雨、集中豪雨が発生し、大きな被害をもたらしています。篠栗町においても平成21年7月に1時間降雨量100ミリを超える豪雨が発生し、2名の尊い人命を失った災害を思い起こします。

このような状況の中、水害対策におけるこの水路改修事業は大変有効な事業であり、地区住民の方は早期の工事完了を望まれていることと存じます。まず、この水路改修工事の概要、工事内容、経過年数、水路距離、予算額、補助金の有無の説明と進捗状況をお尋ねいたします。

8月の末から9月初めに相当量の雨が篠栗町にも降りましたが、増水後の状況はどのようなであったか、お尋ねをいたします。

他の自治体では、地下等に調整池を建設して浸水対策に効果を上げていていると聞いています。隣の粕屋町では、浸水対策として調整池を役場駐車場地下に2,100トン、事業費2億5,300万円、図書館駐車場地下に3,450トン、事業費3億5,500万円、今年度は長者原地区に建設中と伺っています。また、事業費が社会資本整備総合交付金の50%の補助対象事業とのことでもあります。

このような調整池の思案は町としてされましたか。また、今後、浸水対策として大いに考えられるべきことではないかと思えます。町長の見解を尋ねます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、水害対策事業についての御質問にお答えいたします。

津波黒地区の水害対策については、平成17年度より、関連する水路施設の整備として高田地区の自動転倒ゲート設置工事を、平成18年度に津波黒流田地区の水路改修工事を実施し、延長約270メートルの水路改修を行っております。また、本事業としての水路改修は、平成19年度より多々良川合流部より整備を開始いたしまして、道路内に副水路としてボックスカルバート幅2メートル、高さ1.5メートルを布設いたしまして、平成24年度までの6年間に改修総延長約410メートルのうち約350メートルが完了しております。本年度残りの約60メートルの改修をもって事業完了の予定でございます。

なお、総事業費は2億7,600万円程度になる見込みでございます。

尾仲乙犬地区水害対策は、既存水路の拡幅改修を実施するものとし、平成23年度より着手して、現在3年次目を迎えているところでございます。水路幅員2メートル、高さ1.5メートルに改修するものとしたしまして、現在、約60メートルの改修が完了いたしまして、本年度約34メートルの改修を予定しております。現在、事業費は7,200万円程度で、全体事業延長は1,230メートル程度ございまして、継続事業として、まだ相当年数を要するものでございます。できるだけ短い期間で終わるよう計画をまいりたいと考えております。

なお、両事業は、起債事業により実施しているところでございます。

8月末から9月の初めに、台風などの影響により降雨がございました。一部が供用されております津波黒地区においては、特に目立った状況はございませんでしたが、施工中の尾仲乙犬地区においては、道路などへの一部冠水が確認されております。進捗の迅速化を痛感しているところでございます。

ただいま議員から指摘がございました水害対策の工法としての地下の調整池等の工法、これも挙げられますし、私どもも何度となく検討してまいりました。この工法につきましては、比較的にとまった用地が必要であることや、地下埋設構造物としてのコストに加え、一時貯留による堆積土のしゅんせつなどのメンテナンスコストなども考慮する必要があり、経済比較の中で、現工法を採用するに至っているところでございます。

しかしながら、今後の豪雨災害の状況や発生箇所によっては、この工法を選択す

るケースも予想されます。また、今後、これらの予算につきましても、町の財政をかんがみながら、補助事業の採択により、町にとって有利な、また早期に完了を図るための方策は何かということ積極的に調査実施してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 再質問いたします。

津波黒水路のほうは残りが60メートルということで、今年度終わる予定ということでございますが、尾仲乙犬水路のほうは、現在、約60メートルと。あと総延長が1.2キロということでございますので、相当な年数と費用がかかるのではないかと考えております。

なお、両事業は起債事業ということでございますが、起債の内容を教えてくださいたいと思います。

それから、貯水池というのは、土地とそれなりの費用がかさむということでございますが、この水害対策におきましては、町単独の町単事業ではなくて、やはり有利な補助金を何とか執行部のお骨折りによって見つけていただきたいということと、やはり町だけでは解決できない問題があります。隣の粕屋町、また、多々良川の問題等総合的に広域行政という観点で解決策を考えていかなければいけないと思いますので、その辺の見解も、三浦町長の考えを聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 起債の内容についての質問ですが。

○町長（三浦 正君） また確認しまして、後ほど報告いたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、2番目の広域。

○町長（三浦 正君） その他のことについて私から答弁いたしますが、まず最初の質問の答弁のときに言いました、60メートルが完了し、今年度、どうしてこれだけ狭い、ちょっとしたエリアだけなのかというところの説明を若干いたしますと、今、工法的に非常に難しい工法でございまして、資材関係を隣接市に置きながら工事をしておりますが、今、その隣接市を町内の中古車センターがあるところをお借りして入れております。

工事の期間が非常に短くなること等もありまして、今、県道を渡るところのカーブのところまでやっと工事が終わったところでございまして、今後は直線的なものをずっと進めていくこととなりますので、今後は年度当たりの進捗状況も少し改善

されていくものと考えております。

それと、調整池の件につきましては、例えば私どもも、現在改修しておる水路の際には、例えば勢門小学校のグラウンドの地下につくってはいかがかとか、あるいは近くに宗教団体の広い駐車場がありますから、そこをお借りするような形でしてはどうかというようなことをいろいろ検討してまいりましたが、なかなかこれは非常に難しいものでございます。

そういうことから、先ほど申し上げましたように、水路の拡幅のほうが短期的にしっかりとした成果があらわれるということで考えて、工事に至ったところでございます。

そうは申しましても、今、お話がありましたように、いろんな要素も考えながら検討しろということでございます。これにつきましては、県土整備事務所の河川課と十分協議していきながら、これは川全体のことでございますので、私どもの町が全部良くなったら、隣の町がずっと停滞してしまうようなことになりかねないわけですから、いわゆる一番上流から川下までのことも含めて、県土整備事務所としっかり相談していきながら、今後、できるだけ皆様方の不安を早目に払拭できるような対応で工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ありますか。

どうぞ。

○5番（大楠英志君） 要望です。

今後は町長の出番じゃないかなと思っておりますので、それこそ国・県あたりの人脈を生かしていただいて、有効な事業としていただきたいと思っております。

要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参りますが、1時間経過いたしましたので、11時10分まで休憩を挟みます。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） それでは、一般質問を再開いたします。

次に参ります前に、先ほどの再質の中で、村嶋財政課長から報告があります。

○財政課長（村嶋茂則君） 尾仲乙犬地区の水路改修工事の起債の件ですが、名称は自然災害防止事業債と申しまして、充当率が100%、交付税の算入率ですが、これは財政力によりますので、30から50の間なんですけど、うちの場合は大体0.

5 ぐらいの財政力指数ですので、40%前後になる見込みです。

津波黒地区の水路についても同様です。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 質問順位 4 番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 議席番号 11 番、後藤でございます。医療費削減対策について質問させていただきます。

当町では、住民が健康で生き生きと暮らすためにいろいろな取り組みをされておられます。また、膨らんでいく医療費を抑制するため、いろいろな事業展開もしてこられました。

しかしながら、平成25年6月14日に、データヘルス事業に関する政策の中で政府の発表した成長戦略「日本再興戦略」において、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持推進のための事業計画として、データヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとあります。

さらに、糖尿病性腎症患者の人工透析導入を予防する重症化予防事業等の好事例について、来年度内に横展開を開始できるよう、本年8月末までに検討を進め、結論を得た上で概算要求等に反映させるとしており、国民健康保険を初め全ての健保組合においても、新たな枠組みでデータヘルス事業に取り組むことを決定しています。

また、先立って行われた平成25年6月5日の成長戦略第3弾スピーチの中で安倍総理は、「レセプトに詰まっている診療情報、これを分析・評価すれば、健康管理につながる。さまざまなサービスを生み出し得る宝の山です」と明言されています。国はこの取り組み対し、さらなる推進を自治体に求めてきております。

日本再興戦略会議での国民健康保険中央会、社会保険制度改革国民会議においても、先進事例として呉市モデルが資料として取り上げられております。当町も呉市モデルに学ぶことが多いのではと思います、質問させていただきます。

1 番目、レセプトの点検と分析・その情報の活用について。

現在のレセプト分析は、複数記載された傷病名から主傷病が一つ選択され、主傷病として全ての医療費が計上されています。したがって、主傷病として選択されなかった主病名の医療費を把握することができません。また、診療所などから以下レセプトに記載されている主病名は、今月受診した主病名以外にも、過去受診した主病名が継続されて記載されています。したがって、今、現在治療中の疾病が把握で

きません。このような中でレセプト点検分析、その活用はどこまで推進されるのか、お尋ねいたします。

二つ目、医療費の伸びが大きく、医療費が高額な疾病への対策について。

例えば、糖尿病腎症が重症化し、人工透析に移行する平均医療費は1人500万円かかります。糖尿病の危険因子や腎機能障害が進行している人を早期に発見し、生活習慣病の危険因子の重複や疾病の重症化を予防する対策、このような方への対策はどのようにされておりますか。

3番目、重複・頻回受診者、生活習慣病放置者等への適正受診に向けた訪問指導についての当町の現状をお伺いします。

重複診療とは、月1回、同一病名で3医療機関以上のレセプトがある人を差します。頻回受診は、1カ月当たり1医療機関に15回以上、または6カ月で25回以上の外来受診したレセプトがある人を差します。生活習慣病放置者とは御自身で受診を中断された方、そういった方への対応をどのようにされているか、お尋ねいたします。

4番目、ジェネリック医薬品の使用促進と患者への使用（削減額）の通知についてお尋ねします。

平成24年度の国のジェネリック医薬品目標が30%になったことから、国保も勧奨通知を始めた自治体がふえました。福岡市が11年秋から新薬との差額を書いた通知書を送付したところ、11年は25%だったが、12年度は切りかえた人の伸び率が30.7%、18年ぶりに赤字解消できたそうです。当町が使用促進と使用差額の通知はいつごろ始められますか。

5番目、最後の質問ですが、レセプトの電子化推進と医療費適正化に向けた分析の研究では、レセプト自体が医療費請求書のため、疾病ごとの医療費が把握できません。また、現在治療中の疾病が把握できないなどの問題点があります。そこで、これらのデータヘルス事業の全てを行う業者に外部委託を導入されてはいかがでしょうか。ふえ続ける医療費の抑制と病気を減らし産業を起こす、健康長寿社会をつくる、国の成長戦略の一翼を担うかぎがレセプト情報分析のIT化、そして保険事業です。こうした取り組みをして医療費削減に効果を上げている呉市の事例を一言紹介して終わります。

呉市では2008年、市町村単位の国保で初めてレセプトデータのIT化、点検、分析、ジェネリックの勧奨通知、訪問指導、こうした保険事業を行う民間業者に業務を委託し、現在、効果が出てきている。ジェネリックの勧奨通知は、5年目の5

3回で切りかえられた方が80%になったそうです。これらの取り組みが全国に広まれば、いろんな経済効果が見込まれそうだと書いてありました。ぜひ当町も民間業者に委託させていただきたいと思いますが、答弁をよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の「医療費の削減対策について」の御質問にお答えいたします。

1番目の御質問の「レセプト点検と分析・その情報の活用について」でございますが、まず、レセプトの点検については、レセプト点検業者と委託契約をいたしまして、毎月1回、これは4日から5日かかるんですが、及び3カ月に一度、縦覧点検、レセプト3カ月分を同時に点検する業務でございますが、それを委託して行っているところでございます。

点検内容は、毎月点検では、①交通事故等第三者行為の抽出、②傷病名に適用する診療内容チェック、③診療開始日と病名開始日のチェック、④固定点数誤りのチェックなどであります。

縦覧点検では、①重複請求及び重複受診、②入院90日超または療養病棟入院患者の他通院のチェック、③調剤報酬レセプトの病名の突合等を行っております。

点検を行うことにより医療費の削減につながっておりまして、平成24年度の効果額は約1,300万円の医療費削減となっております。

次に、御質問の後段でお話がありましたレセプトの分析情報の活用については、現在のレセプト情報分析システムが欲しい情報を細部にわたって分析できるまでには至っておりません。十分に活用できないのが現状であります。今後の対応については、議員の最後の質問でお答えをしてみたいと思います。

次に、2番目の「医療費が高額な疾病への対策」、「腎機能障害や生活習慣病の予防が必要な方への指導体制」、3番目の「頻回受診者、生活習慣病放置者への訪問指導」については関連性がありますので、あわせてお答えいたします。

医療費が高額となる疾病としては、脳血管疾患、虚血性心疾患及び腎障害が挙げられます。これらの疾病は多くの場合、自覚症状がないまま進行し、発症したときには重症化している状態が多いために、高額な医療費がかかります。このような重症化疾患は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が大きな要因と言われております。実際には、篠栗町の現状として福岡県データと比較すると、虚血

性心疾患の割合が高い状況であります。さらに、虚血性心疾患の要因となる高血圧症や脂質異常症を併発している割合が高いということもわかっております。そのため、生活習慣病の予防は、適切な治療につなげていくことが大切でございます。

現在、オアシス篠栗での特定健診受診者については、結果説明を必ず面接形式で実施いたしております。保健師及び栄養士が保健指導を行っております。

血液検査データを経年的に比較し、自覚症状のない時期から必要な生活改善に取り組んでいただけるように働きかけております。また、治療が必要な方に対しては、医療機関に受診勧奨もしております。

また、平成24年度から、自覚症状のない時期から、適切な医療と保健指導が実施できるよう、かかりつけ医、腎内科専門医、行政の三者で連携した「粕屋地区CKD（慢性腎臓病対策）連携システム」、これを運用することで、腎疾患から人工透析へ重症化することの歯どめを図っております。

現在、重症化疾患の要因となる生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるために、特定健診の受診率向上に向け、電話での受診勧奨を行っております。今後の取り組みといたしましては、さらに訪問による受診勧奨及び生活習慣病未治療の方への継続的な保健指導を行うことで、重症化予防に努めていきたいと考えております。

次に、4番目の御質問の「ジェネリック医薬品の使用促進と使用通知」についてお答えいたします。

ジェネリック医薬品の使用促進については、窓口での対応時、また納付書発送時及び保険証発送時にチラシを同封するなどの対応を行っております。また、使用された方への通知は、毎月、はがきサイズの通知書を郵送しているところでございます。

最後に御質問の「データヘルス事業を外部委託しては」という点についてお答えいたします。

現在、福岡県国保連合会では、国の指針に基づいた「国保データベースシステム」、KDBシステムと言いますが、それを導入予定でございまして、今まで市町村単独ではなかなかできなかった部分を国保連合会がシステム化するもので、本年度10月から、一部のデータシステムが稼働するようになっております。

この国保データベースシステムは、国保連合会が診療報酬等の審査支払い業務及び保険者事務共同処理業務等を通じて保有している健診、医療、介護等に関する情報を総合的に活用することにより、保健事業に資する多角的な分析が可能となりまして、国・町が実施する保健事業や介護予防事業の充実・強化を支援する有益な情

報提供が可能となります。

特に、生活習慣病対策事業や疾病管理による特定保健指導などの事業支援に効果的でありまして、本町でも、業者への外部委託ではなく、この国保データベースシステムを活用し、さらなる医療費適正化事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 国保のデータベースを使って行っていくというお答えでしたけれども、それこそいろんな重症化に向かう患者さんに対しての電話とか、その指導とか、そういうことをこれからもなさっていかれるということと、データベースを使っていろいろ分析しながらしていくということで、本当に国保のこれからの情報はいろいろ変わってきたなということはよくわかりますけれども、ただ、やっぱり町としても保健師さんというか、個人個人を深く縦に掘り下げて指導していくということにおいては、看護師さんなんかもふやさなきゃいけないということもあるんですけれども、そういったことで費用が結構かかるので、そういったことを進めていくよりも、要するに、一気通貫何でもやってくれるという業者がおりますので、その業者が今、全国展開をしております。そういった業者が幾つかあるかと思えますけれども、そういったことも一応検討にさせていただいたらどうでしょうか。ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 余り個別の営業をされては困るんですが。

○11番（後藤百合子君） いえいえ、それは先ほどの倫理条例のことでよくわかっていきますので、業者の名前は出しておりませんが、一気通貫して、分析、ITから全てやっていくという。

○議長（今泉正敏君） 先ほど当町の中では、そういったところをお願いしなくて、独自でやりたいという答弁でしたよね。そうだったでしょう。だから、そこで答弁が得たんじゃないんですか。

○11番（後藤百合子君） そこで再質問で、やはり保健師さんを。

○議長（今泉正敏君） だから再質問じゃなくして、それは要望としてされたほうがいいんじゃないですか。

○11番（後藤百合子君） 要望に切りかえましょうか。そうですね。

じゃあそういったことも要望としてよろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ほかにないですか。よろしいですか。

○ 1 1 番（後藤百合子君） いいですよ。

○ 議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 5 番、荒牧泰範議員。

○ 1 2 番（荒牧泰範君） 議席番号 1 2 番、荒牧です。2 問、町長にお尋ねいたします。

まず、1 問目、現在の財政状況をどのように思っておられるかを問うということで、起債償還計画における平成 2 9 年度前後にピークを迎える一般会計からの投入額を平準化するために、平成 2 4 年度に借換債の発行が行われております。その際に、当初予定では 1 2 億円弱借りかえるはずだったものが、実際には 6 億 6 0 0 万円程度の借りかえが行われ、その予定との差額を含む 7 億 7, 0 0 0 万円程度が繰上償還されております。

また、町長就任時よりしきりと地方交付税の算入額の減少を心配されておりましたが、実際には多少の上下はあるにせよ、緩やかながら右肩上がり推移しております。

ここ数年の状況を見ても、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率などの指数も改善傾向にあり、加えて、基金残高も 2 1 年度末からの 3 年間で約 1 億円増加しております。

町長は、初当選された選挙戦から一貫して町の財政健全化をうたってこられました。地方自治体の財政状況は絶対値でなく相対値で判断するべきで、私は、近隣町に比べてここ 2 0 年ほどは、我が町篠栗は良好な状態にあると思いますが、現在の状況をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。

2 問目、避難所としての学校のあり方を問うということで、近年の地震や洪水による被害は想像をはるかに超えており、被災状況をテレビやネットで見ると、避難場所そのものが倒壊もしくは流されてなくなっている場合もあります。また、避難所への支援物資が届かない状況も多々見受けられます。

我が町の場合は各小中学校も避難所に指定されておりますが、一般建築物とは違い、常日ごろが大勢の未来の宝物たちが学ぶ学び舎であり、有事の場合の町民の最後の砦でありますので、なお一層すぐれた耐震・対物構造であるべきと思いますが、どのような基準をクリアしているのか、加えて、ライフラインが絶たれたときに、過去の例からすると、おおむね 3 日ほど持ちこたえれば支援物資が届くようですが、生徒・児童の水・食料は備蓄してあるのか、お尋ねします。

また、猛暑も広義の意味で災害と思われませんが、各小学校の校庭芝生化の折に、

地表の温度を下げる効果も説明されておりましたが、この夏も各地で熱中症の被害が相次ぐ中、その検証がなされておればお示してください。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対しての答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の御質問2点について、順次、答弁をいたします。

まず、現在の財政状況をどのようにとらえているのかという御質問でございました。

議員がおっしゃいましたように、24年度におきましても、当初予定しておりました借換債の額11億580万円を6億580万円に抑え、繰上償還を7億7,086万5,000円行いまして、将来負担額の縮小と平準化に努めてまいりました。

24年度は前年度と比較いたしますと、地方交付税におきましては緩やかな右肩上がりで推移し、約6,000万円増加いたしております。景気の低迷により低下傾向にある財政力指数の0.502を除きますと、経常収支比率は88%と1ポイント改善され、実質公債費率も7.5%と0.1ポイント改善され、将来負担比率におきましては、数値上マイナスと改善傾向にあるわけでございます。

また、お話にもありましたように、基金におきましても、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴います返還金5億6,600万円余りの積み増しを除きましても、3年間で約1億円増加しておりまして、財政状況は、糟屋地区でも数値上では中程度で、健全性を維持している状況でございます。

しかしながら、これは何の努力もせずに現状があるわけでは決してございません。平成17年度に篠栗町新行財政改革大綱を策定し、平成21年度までの5カ年間で補助金の廃止や見直し、入札制度改革、機構改革、土地開発公社の解散などの大胆な行政改革を実施してまいりました。また、23年度からは、物件費の一部を一元管理し歳出削減を目指すなど、新たな取り組みも実施しており、そういった努力の上に現在の財政状況があるものと考えております。また、そうした行財政改革に御理解をいただき、受け入れていただいた住民の皆様の思いがあって現在の状況であることを忘れてはならないと考えております。

景気の動向が不透明な現状におきましては、町民税などの増収は多くは望めません。地方交付税につきましても、経済対策などによる増加傾向は終わり、25年度におきましては、昨年度に比べ4,000万円ほど算定額が減少している状況でござ

ございます。1,000兆円を超える債務を抱える国は、国際社会に向けて財政再建を行うと発信し続けております。来年度以降、地方交付税が順調に増加するとも思えない状況でございます。

町の事業といたしましても、来年度以降、篠栗駅東側自由通路事業も本格化してまいります。さらには、少子高齢化はさらに進行し、町の予算に占める民生費の増加は避けることができません。

後日、補正予算の審査で御説明いたしますが、24年度に市町村災害共済組合からの返還金で積み増しした減債基金等を財源に、25年度、26年度予定しております借換債の繰上償還をさらに行う予算を計上しております。

今後も、将来的に持続可能な町を目指しまして、町財政のさらなる健全化に努めていくことをお約束いたします。

2番目の御質問の避難所としての学校のあり方を問うという御質問にお答えいたします。

避難所に指定している各小中学校の耐震構造についてお答えいたします。

本町の小中学校6校では、平成17年度と18年度に耐震診断を行いました。その診断結果で、補強などの改修工事が必要と判断された建物については、平成19年度の篠栗中学校校舎の耐震工事をもって全て校舎は耐震基準を満たしております。この耐震基準につきましては、建物の総合的な耐震安全性にかかわる指標、I s 値をもとに判定されております。このI s 値は数値が大きいほど地震に強い建物と言えまして、国土交通省ではこの数値を0.6以上としておりますが、学校の校舎に関しましては、文部科学省がその重要性を考慮して、判定基準をI s 値0.7以上としておりまして、本町小中学校の校舎は全てこの基準をクリアしております。また、篠栗町内校舎の耐震診断結果につきましては、ホームページで公開しておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、備蓄食糧についてお答えいたします。

平成25年9月1日現在で食糧約3,500食、飲料水約1,400リットルを備蓄しております。大人1人が3日間に必要な分で換算いたしますと、食糧約390人分、飲料水約150人分となっております。これらは役場で一括管理しておりまして、有事の際は町内の避難所に配給することとしております。学校を避難所として開設した場合も同様に配給することとしておりまして、特別に児童・生徒用として水・食糧を各学校に備蓄をするということはありません。

次に、暑さと小学校運動場の芝生化についてでございますが、ことしの夏の異常

とも言える猛暑の中で、運動場の地表温度を下げる効果があったところがございます。地表面と芝生校庭の温度差につきましては、町内小学校で1学期に測定しました結果、測定日の約半数で平均マイナス1.2℃前後の気温の差がありました。今後とも、運動場芝生の環境保全上の効果等を続けて検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） まず、財政的なもので、24年度の借換債を起こして平準化したにもかかわらず、25年度、26年度、27年度ぐらゐの返済額に占める交付税の算入率というのが下がってないんですよね。29年度以降は下がっていると。下がってないということは、多分、消防のデジタル防災無線の分を新たに借り直した、その分がのっかってきているんで、そうなっているんだろーと思ひますが、果たしてそうなのか。もしそうであるとしたら、また駅前の自由通路、その他もろもろのっかってくると、結局、また膨れ上がるということになるんで、その分、どこかで返済しないと、80億円の一般会計規模の中で10億円近くも毎年の返済というのは、これは形として非常に大きな額であると思ひますんで、極論を言えは、まず事業をどれかやめてでも、5年なら5年、向こう7年なら7年で、その分の償還をここまでやるんだっていうのを先にやるべきだと思ひんですが、そのあたりをいかにお考えかというのを一つお尋ねしたい。

2点目は、小学校に備蓄してないということなんです、どこでどう分断されるかわかりませんが、弱者、要するに小学生、中学生がいるところに、ましてそこでしたら通常から先生や警備の方っていらっしやるんで、備蓄はそちらのほうに僕はしておくべきと思ひんですが、しかも、しておくとする、ちょっと人数分的に少ないかなと思ひんですが、そのあたりいかに思っらっしやるのか。

それと、三つ目の芝生化、それだけの効果があっているんであれば、もっと別なところにも波及させるべきと思ひますが、いかがでしょうか。

ただ、波及させるときに、今、現状として、小学校保護者の方々が負う管理の度合い、これが非常に重いような気がする。町長がおっしやる協働の精神はわかりませんが、あくまでも住民サービスというのは行政側が行うべきだと思ひますんで、そのあたりをもう少し軽減できないものか、ここ3点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 最初の財政の問題につきましては、向こう5年とおっしやい

ましたけれども、私は、これまでの8年の中で、どれだけ起債残高を減らしてきたかということ振り返ってまた御報告したいなと思っておりますが、約30億円程度は確実に減らしているわけでございます。

21年度は大変な災害が起こりまして、それで若干、起債をふやすことにもなりましたが、これまで新たな事業をほとんど行わずに健全化に努めてきた結果が今の財政力にあるわけでございまして、今後はしかるべき将来に向けてのいろいろな取り組みも、財政力をしっかりと検討しながらやっていくつもりでございます。

2番目の小学校につきまして、備蓄を小学校でしたらどうかというようなことでございました。これについては、小学校が全て孤立して、小学校児童が全部動けない状況になって、そこでいわゆる食糧供給、水の供給が非常に危険だというような状況を現在想定しているわけではございませんで、いわゆる篠栗町内の災害というものは、多くは土砂災害に、あるいは豪雨災害によって一時的なものとして、避難所、学校、あるいは公共設備にしていきながら、先ほど申し上げました量の食糧・水を今、備蓄をし始めた。これも備蓄をしているわけでございます。

今、お話がありました小学校全部を備蓄しなければいけないんじゃないかということは、一つの御意見として、私ども担当課でしっかり検証してまいりたいと思っております。今後の課題としてとらえます。

3番目の芝生については効果があると、私も申し上げました。議員もおっしゃってありましたが、ただし、住民の手を煩わせ過ぎているんじゃないかと。これは当初からそういうものかということの御理解をいただいて進めてまいったわけでございまして、私は、今定例会の冒頭の中で、まちづくりというものは、町中、住民みんなで作るもんだと。要は、行政だけじゃなくて、町民の人たちの心に火をつけて、または町民の人たちが行政の職員にも火をつけて、みんなで火を燃やしながらまちづくりをしていこうじゃないかという、大きな概念に沿った取り組みと理解いただいて、これについては、今後もまた必要であれば、どこかの場所を芝生化することであれば、単に50センチ平方の芝生を全部買ってきて業者に植えさせるというようなことはせずに、やっぱりみずからの手で植えていくというようなことをしていくことになろうかと思っております。

ただし、日常管理にやや手を取り過ぎているんじゃないかということは、確かに否めないところでございます。そしてまた、このように猛暑が続きますと、水をやるということも非常に難しいわけで、芝生担当課というわけじゃありません。芝生を植えるための一つの作業チームみたいなものは行政で手分けしていく時期にも来

ているのではないかというふうに、今、小学校3校の管理をしております。あるいは児童館も、若干、芝生がありますし、最近、交番裏の芝生もあります。その辺のところの一体管理をしていく上での芝生の管理担当の配置等も、今後、来年度の予算を考える上で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 最初の交付税の充当率が下がっていないか、今、わからなければ、後日、そのあたりの正確なところを教えてくださいませんか。それにまた、庁舎前の自由通路のことがのっかってくると結構な額になってくると思うので、そのあたりを再度、今、わからなければ、後日お知らせください。資料の提出を求めて終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位6番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。本日は、FP相談導入の効果と税や料金の納付窓口一本化についてお尋ねをしたいと思います。

近年、一部の自治体で納税者の視点に立った収税という考えから、ファイナンシャルプランナーによる納税相談、滞納整理への取り組みが行われております。

我が町でも、この4月からファイナンシャルプランナーによる相談が開始されましたが、その現状、効果についてお尋ねをいたします。

①ファイナンシャルプランナーを入れるとどのような利点や効果があるのか。

②相談件数はどのくらいで、ほかの自治体と比較してどうなのか。

③相談内容はどのようなものが多いのでしょうか。

④現在までの実績はどの程度あるのか。改善比率、今期納付額、納付予定額などを出せるものがありましたら、お答えをお願いします。

⑤ファイナンシャルプランナーによる相談を受けるには、ある程度条件が必要とすることを聞いております、その条件とはどのようなものなのか、また、その条件に該当しない場合はどのような対処をされてあるのかというのをお答えいただきたいと思います。

次に、税や料金の納付窓口の一本化についてお尋ねをいたします。

お隣の粕屋町では、平成22年に収納課を新設して、税金や各種料金の支払い窓口、行政からいけば収納窓口ということになりますが、これを一本化しております。納付する側からすると、町税や国保税、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、公

営住宅家賃ほかの料金の納付窓口が一つになりまして、料金の確認や問い合わせ、相談などの利便性が向上しますし、収納業務を行う側からも収納状況を一元管理でき、収納効率も上がると思われまます。

我が町でも、住民の利便性向上のため、収納課を新設してはいかがでしょうか。効果を考えれば、導入する価値はあろうかと思われまますが、いかがでしょうか、町長のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めまます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、村瀬議員の御質問の最初のFP導入の効果についてから答弁申し上げます。

ファイナンシャルプランナー相談事業は、平成21年度に佐賀県伊万里市において始まった事業でございます。会計管理、金融知識等に精通した専門家、ファイナンシャルプランナーを相談員として、納税者本人の同意のもとに納税交渉の場に同席し、納税の足かせとなっている家計問題を専門的知識等で解決して、納税に導く手法でございます。

本相談事業については、現在、福岡県内においては、宗像市、春日市、直方市、古賀市と私ども篠栗町の5自治体が行っております。町単位においては、福岡県内では我が町のみが取り入れているところでございます。

相談実績につきましては、8月現在で33名の方が相談を受けて、850万円弱の納税に至っております。改善率については約52%と考えております。今後も高額な納付予定額を見込んでおりますが、確定した金額ではありませんので、この場では控えておきます。

相談内容については、借金問題、ライフプランの見直しが多数を占めております。また、本事業については、高額の納税効果だけではなく、同等に効果を上げているのは職員の資質の向上でございます。職員が納税相談の場において同席することにより、ファイナンシャルプランナーが持っている多くの知識を吸収し、自治体職員としての資質の向上を図ることができております。

ファイナンシャルプランナー相談を受ける条件については、原則的には何もございませんが、本事業については税金滞納の解決に向けた事業であります。現に、何らかの理由で生活にお困りであれば状況等を聞き取り、必要であれば消費者行政担当課、つまり産業観光課やその他担当部署と連携して解決を図ってまいることと

しております。住民の方が本当にお困りのケースでは、役所的な感覚、縦割りのな思考は一切考えておりませんので、安心して御利用いただければと思っております。

議員の皆様におかれましても、時には住民の方から税金の滞納を含む相談を受けられることがあると思います。その際は、税務課徴収係へファイナンシャルプランナーへの相談等についてのアドバイスをお受けいただければと思っております。

相談を受けるに当たって強いて条件を申し上げるとすれば、生活実情を腹を割ってお話しいただくことのみと考えればいいかと思っております。そうすれば相談員、職員が解決に向けて全力でサポートしてまいるというシステムであります。

2番目の納付窓口一本化の考えはという御質問でございます。

現在、篠栗町においては、税・料金といった公共料金等の支払いについては、各課の窓口で納付書の発行等を行っております。御指摘のとおり、窓口の一本化を行うことにより、住民の利便性の向上や、役場内部の業務効率化を図る上において、その必要性については十分認識しておるところでございます。ここ数年、他の自治体においても、収納を専門に扱う課を新設している市町村は多数ございますが、全ての債権を一元的に管理している市町村はほとんどないのが実情でございます。

この理由としましては、まず、各種公共料金等がそれぞれ異なった法律で徴収方法が定められているということでもあります。

例えば、町税、国民健康保険税については、主に地方税法、国税徴収法において、職員みずからが差し押さえ等の強制処分を行うことができる自力執行権の行使によって行うことができますが、保育料、下水道料金等については、児童福祉法、地方自治法等の法律により、地方税法の滞納処分の例によって限定的に認められた自力執行権によって徴収いたします。また、水道料金、住宅使用料については、自力執行権の行使を認められておらず、法律に基づいて裁判所を通じて強制執行を行うこととなります。

このように債権の一元化に向けては、担当課員が関係法令の全てに精通し、状況に応じて徴収方法の調整を行う必要が出てまいります。もう1点は、独自の条例の制定が必要になってくるということでもございます。公共料金等の各種債権には、法令に定めるところにより、取り扱い並びに管理方法がそれぞれ異なっております。こういった異なる債権を一元的に管理するには、法令にて縛りのない部分において独自のルールをつくり、業務を円滑に進める基盤をつくる必要があるわけでございます。この独自のルールが町の債権管理条例になり、制定には全ての公共料金等の法的根拠を洗い出して、法令等の整合性を図りながら制定していくため、非常に膨

大な事務量と時間を必要とするわけでございます。

収納課を新設した市町村においては、予想以上の事務量の増加や準備不足により大変苦慮されておりまして、事務の停滞を招いたという事例を聞き及んでおります。こうした状況を踏まえまして、当町においては、一元管理を前提した収納課の新設を早期に行うことは、まだ時期が早いかというふうに思っております。

しかしながら、議員の御提案の趣旨であります住民の利便性の向上、業務の効率化は非常に重要なことございまして、とりわけ公共料金等をお支払いいただく住民の皆様の利便性の向上を図ることは、私どもの責務として引き続き、この業務について研究していく課題があると考えておりますので、法令の取り扱いが同じ町税と国民健康保険税の一元管理など実現性がある範囲での検討を、2016年1月から導入される予定の社会保障、税番号制度に合わせて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 村瀬議員、再質問はございますか。

1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） FP相談についてですが、かなりよい効果が上がっているということで、現在は月1回程度の相談ということ聞いておりますが、今後、要望に応じて回数をふやすことが可能かどうか、その点を聞きたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） これは年度の契約によりまして、月1回ということでの予算計上をしております。現在のところ、当日フルに席を設けて、時間単位でちょうど埋まるというような状況でございますので、当面はこの月1回ペースでの相談回数で十分であろうかと思っておりますが、今後どういうふうな形にしていくか、先ほど申し上げました職員も同様の相談を受けられるようなレベルにしていくこともあわせながら、住民の皆さん方の御要望にお応えできる体制をつくっていきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

○1番（村瀬敬太郎君） 終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもって散会といたします。

散会 午前11時57分